

議案第 3 号

島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票
条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく島根原子力
発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例の制定の請求を令和4年
1月21日に受理したので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付けて議会
に付議する。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、島根原発2号機の再稼働及び島根原発3号機の新規稼働に関して、市民の意思を表明する事を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「島根原発2号機の再稼働」とは、この条例施行の際、運転を停止している島根原子力発電所2号機の再稼働をいう。

2 この条例において「島根原発3号機の新規稼働」とは、この条例施行の際、運転を開始していない島根原子力発電所3号機の新規稼働をいう。

（住民投票）

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項の賛否についての市民による投票（以下「住民投票」という。）をそれぞれ行う。

（1）島根原発2号機の再稼働

（2）島根原発3号機の新規稼働

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第4条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

（住民投票の期日）

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が第3条第1項各号に掲げる事項について島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（平成23年12月25日付鳥取県・米子市・境港市・中国電力株式会社協定）」（以下「安全協定」という。）第6条の規定により意見を述べるまでの期間において、市長が定める。

（住民投票の告示）

第6条 市長は、前条の規定により投票日を定めたときは、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第7条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において、市に住所を有し、年齢満18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、引き続き3月以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録されている者とする。

（投票資格者名簿）

第8条 市長は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

（1人1票、秘密投票）

第9条 住民投票は秘密投票とし、投票は1人1票とする。

（投票所における投票）

第10条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

（期日前投票・不在者投票）

第11条 前条の規定にかかわらず、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第6条の告示後、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。

（投票の方式）

第12条 投票資格者は、第3条第1項各号に掲げる事項に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより、代理投票又は点字投票をすることができる。

（投票の効力の決定）

第13条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とするものとする。

（無効投票）

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする

- （1）所定の投票用紙を用いないもの
- （2）○の記号以外の事項を記載したもの
- （3）○の記号のほか、他事を記載したもの
- （4）○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- （5）○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- （6）何も記載していないもの

2 前項の規定にかかわらず、第12条第2項の規定による点字投票の効力に関する事項は、規則で定める。

（情報の提供）

第15条 市長は、投票日の5日前までに、住民投票の趣旨、第6条の告示の内容、関連情報及び住民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、第6条の告示の日から投票日の前日までの間、住民投票の趣旨を記載した文書、その選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、インターネットの利用その他の方法により一般の縦覧に供するものとする。

3 市長は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施するものとする。

4 市長は、前3項に規定する情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性

の保持に努めなければならない。

(投票運動及びその規制)

第16条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、市民の自由な意思を不当に拘束しないように節度をもって行わなければならない。

(住民投票の結果の告示)

第17条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第18条 住民投票において、有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は、市長が第3条第1項各号に掲げる事項について安全協定第6条の規定により意見を述べるに当たり、当該住民投票の結果を尊重するものとする。

(規則への委任)

第19条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるもののほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる市の議会の議員又は長の選挙の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例 (案) に対する意見書

地方自治法第74条第1項の規定により制定の請求があつた島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例(案)(以下「本条例案」という。)は、島根原子力発電所2号機の再稼働及び島根原子力発電所3号機の新規稼働に関して、住民投票を行うことにより、市民の意思を表明することを目的として掲げています。

その内容は、本市に住所を有し、年齢満18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であつて、引き続き3月以上住民基本台帳に記録されているものを投票資格者として、島根原子力発電所2号機の再稼働及び島根原子力発電所3号機の新規稼働に関する「賛成」又は「反対」についての住民投票を行うこと。その結果、有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社の間において締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)に基づき意見を述べるに当たり、当該住民投票の結果を尊重するというものです。

その上で、本条例案を慎重に検討した結果、以下の理由により島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例の制定について反対いたします。

1 島根原子力発電所の再稼働及び新規稼働の賛否を住民投票で判断することについて

エネルギーは人間のあらゆる活動を支える基盤であり、国民生活、産業活動を維持するための礎となっているが、島国である我が国は、資源が少なく、ほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に依存しており、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が生じた場合、我が国が自律的に資源を確保することは難しいという根本的な脆弱性を有しているとされています。

そのような中、国策として原子力政策が進められてきた経緯があり、第6次エネルギー基本計画では、電力供給において、原子力は低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時に温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源とされています。

島根原子力発電所の再稼働及び新規稼働への対応については、昨年10月以降、鳥取県・米子市との共催や市独自に市内7公民館で開催した住民説明会での意見のほか、島根県側で行われた住民説明会での意見も併せて取りまとめ、さら

には、鳥取県原子力安全対策合同会議での議論、鳥取県原子力安全顧問の専門的な意見も伺ったところであります。

島根原子力発電所の稼働については、安全対策、避難対策、エネルギー政策などに関して、反対・中立・賛成の立場から様々な意見や疑義が出たところであります。これらの具体的で多様な意見をもとに、市民の代表で構成される市議会で議論いただき、それを踏まえて対応することが最善であると考えます。

2 本条例案の内容の疑義等

前項において述べた意見のほか、本条例案には、次のような疑義及び条例として不備な点があると考えます。

(1) 投票資格者

第7条の投票資格者について、住民投票は、間接民主制を補完するものであることから、投票資格者の要件は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する規定に準じ、18歳以上とするのが適当であると考えます。

(2) 期日前投票・不在者投票

本条例案の規定では、期日前投票及び不在者投票の実施は不可能であると考えます。

第5条において、「住民投票の期日」を「投票日」と定義した上で、第7条で投票資格者は、投票日に市に住所を有することを規定されています。投票日の前に実施される期日前投票及び不在者投票において、投票日の住所要件を確認することはできません。

加えて、第11条において、「投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者」は、「期日前投票又は不在者投票を行うことができる。」とされており、投票資格者は、「自ら」投票所に行くことができない場合に限り、期日前投票又は不在者投票を行うことができるものと解されます。これは、公職選挙法の規定と比べて、期日前投票及び不在者投票の要件を狭めるものであり、結果として、投票する機会を制限することとなるため、妥当ではないと考えます。

(3) 投票結果の尊重

本条例案には、最低投票率の規定がありません。

第18条において、「有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、結果を尊重するものとする。」とありますが、これは、投票資格者総数の4分の1の賛成又は反対の投票があった場合には、投票率が30%に届かなくても投票の結果を尊重

することとなり、市民の意思が十分に反映されているとは言えない状況でも、本市の重要な事項を決めることになる恐れがあると考えます。

(4) その他

本条例案第11条、第12条第2項、第14条第2項及び第19条中で「規則で定める。」とされていますが、具体的な規則が示されておらず、適切な住民投票の執行は困難であると考えます。

(参 考)

境港市条例制定請求書

島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例制定 請求の要旨

1 請求の要旨

島根原子力発電所2号機は1989年2月に運転を開始し、2012年1月定期検査のため運転を停止しました。原子力規制委員会は2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故や教訓を踏まえ2013年7月に新規制基準を施工し、同年12月より2号機は新規制基準による適合審査を受け、2021年9月15日に審査が終了し再稼働が許可されました。

境港市は「港湾」「漁港」「空港」と3つの重要な港を有し、同時に「さかな」「鬼太郎」「港」を観光・産業資源として成長中です。とりわけ自然との共生による生活と環境づくりは境港市の大きなまちづくりビジョンとなっています。

原発を再稼働することにより電力供給・エネルギーバランスにとどまらず、中海圏域の経済、環境、防災など多岐にわたり考えなければならないことがあります。

しかし、多くの住民は原発やエネルギー問題について学んだり、話をする機会も少なく、そのため自身の意見をもてないのが実情です。

このような多岐にわたるテーマについて議論を深めることが、市民及び境港市のまちづくりにとって重要課題であるといえます。よって私たちは広く市民の意思を表明する方法として住民投票の実施が必要であると考えます。

地方自治の本旨に基づき、間接民主主義を補完する手段として、住民投票の実施を求め、標記条例の制定を請求いたします。

2 請求代表者

上記のとおり、地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例を添えて条例の制定を請求いたします。

住 所 [REDACTED]
氏 名 黒目 伸一郎
生年月日 1982年4月17日
性 別 男

住 所 [REDACTED]
氏 名 中島 ちから
生年月日 1953年12月27日
性 別 男

住 所 [REDACTED]
氏 名 足田 芳憲
生年月日 1953年10月23日
性 別 男

令和4年1月21日
境港市長 伊達 憲太郎 様

地方自治法（抜粋）

（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 （省 略）

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

（以下省略）